



公的保険「旬だね」ニュース！

2023. 5月号

社会保険料はどうやって決まる？

会社員や公務員などは毎月給与から健康保険料・厚生年金保険料（40歳以上は介護保険料も）が天引きされます。この社会保険料の額はどのように決められ、いつ変更されるのでしょうか。「4月～6月にたくさん残業すると社会保険料が高くなる」と聞いたことはありませんか？ そう言われる理由・しくみを説明します。

毎月の社会保険料は「標準報酬月額」から算出

社会保険料は「標準報酬月額×保険料率」で算出します。この「標準報酬月額」は、被保険者が毎月受取る報酬（＝給与※時給の人は月給に換算）を、いくつかの段階に区分された表（標準報酬月額等級表）に当てはめて求めます。報酬が高い人でも最高等級（上限）を超えることはありません。

■健康保険：第1級58,000円～第50等級1,390,000円（50等級）

■厚生年金：第1級88,000円～第32等級 650,000円（32等級）

【例】基本給 300,000円 + 住宅手当10,000円 + 通勤手当8,440円
（計 318,440円）の人 ⇒ 標準報酬月額は **320,000円**
（31万円以上33万円未満の区分）

賞与にかかる社会保険料は「標準賞与額」から算出

賞与にも社会保険料がかかります。賞与の保険料は、賞与支給額の千円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」として、これに保険料率を乗じて算出します。

この標準賞与額にも上限があり、これを上回る高額な賞与が支払われた場合には、次のように上限額が調整されます。

※賞与とは年に3回まで支給される賞与のことです

◎標準賞与額の上限の決め方◎

健康保険：1年度の標準賞与額の累計が**573万円**となるように決定

厚生年金：1回の賞与につき**150万円**となるように決定

例えば、300万円の賞与が1年度（4月～3月）に3回支給されたという場合の標準賞与額は、健康保険では1回目300万円、2回目273万円、3回目0円となり、厚生年金では、1回目から3回目まで全てが150万円となります。

保険料も給付も報酬比例

標準報酬月額や標準賞与額は、社会保険料の計算のほか年金額などを計算するときの基礎にもなります。給与の高い人は保険料を多く負担するかわりに、将来の年金額も多くなるという仕組みです。厚生年金が報酬比例の年金とよばれるのはこのためです。ただし、制度上の上限があるため、その上限を超える報酬・賞与を受けたとしても、超えた分は将来の年金額には反映されず、保険料もかかりません。まとめると以下のようになります。

	標準報酬月額	標準賞与額
社会保険料（健保・介護・厚年）	かかる （保険料率を乗じる）	かかる （保険料率を乗じる）
老齢厚生年金の額	反映される （月ごとの上限あり）	反映される （賞与ごとの上限あり）
健康保険の傷病手当金・出産手当金の額	反映される	反映されない
上限・下限	あり	あり（下限はなし）
決定・改定のタイミング	原則年1回 （他に随時改定有）	賞与支給の都度決定

